

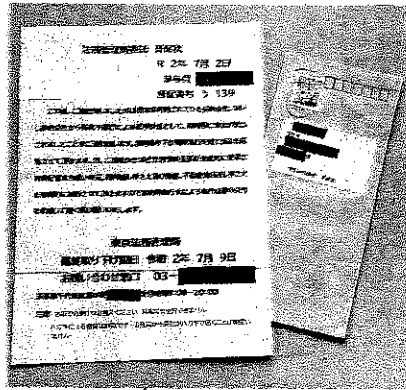
安全・安心ニュース No.28

大通コミュニティ協議会(総務)防犯  
南区防犯協会大通支部

封書での偽り訴訟詐欺～はがきから変更

昨年4月の安全・安心ニュースNo.3で発信しました「こんなはがきが届いたら無視しましょう！」で、注意喚起した偽り訴訟詐欺(架空請求詐欺)が、封書によって届けられていることが新潟日報の記事に載っていました。

はがき同様、犯人は不安になって電話した方に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、金銭を要求してきます。電記載されている電話番号には絶対に無視してください。不安な時は、警察に相談してください。



「民事訴訟が起こされたので取り下げ費用が必要」などとする虚偽文書を封書で送って現金を要求する特殊詐欺の手法が、愛知県で目立っている。これまでは主にはがきが使われていた手法だが、報道などで注意喚起が進み、詐欺グループが切り替えた可能性がある

偽り訴訟詐欺、封書相次ぐ

愛知 はがきから変更か

「はがきによる催促は詐欺」と逆手に取ったような記述もあり、県警は注意を呼び掛けている。県警によると、1月から8月末までに、こうした封書が届いたとの相談が約1300件寄せられ、地域的にも県内全域に及ぶ。特に7月は602件と集中した。

宛先ははがきと同じく50歳以上の女性が多く、名前と住所が印刷された白地のシールが貼られている。郵便局の窓口で大量に差し出す「料金後納郵便」と、切手を貼ったものがあり、切手を貼った封筒

「民事訴訟が起こされたので取り下げ費用が必要」などと書かれた虚偽の文書と封筒

の一部には「松田や三宮など神奈川県内の消印が押されていた。文書は、存在しない「東京法務管理局」や、実在の官公庁名で「契約不履行で訴状が提出された」と書かれ、給与や不動産を強制的に差し押さえるとするなど、はがきと同じ内容。記載の番号に電話すると、弁護士などを名乗る人物から現金を要求されるという。被害も出ている。1月に封書を受け取った名古屋市中区の50代男性が2月にかけて計730万円を宅配便で送り、だまし取られた。県警幹部は「注目を浴びたことで、犯人グループが手法を変えた」と分析。「大半が、取り下げ期日の直前に届き、読む人を焦らせるような内容。絶対に電話をかけず、家族や警察に相談してほしい」と強調した。